

市民動物園会議 委員名簿

氏 名	職業（役職）	委嘱期間
金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授（委員長）	平成27年9月1日～ 平成29年8月31日
高井 哲彦	北海道大学大学院経済学研究科准教授 （副委員長）	
上田 得一	公募委員	
佐藤 香	公募委員	
巽 佳子	公募委員	
高山 裕史	札幌商工会議所観光部会部会長 （株）さっぽろテレビ塔 代表取締役社長	
中山 法子	（株）Beggarswindle 社員	
八木 由起子	（株）コスモメディア poroco/北海道生活 編集長	
矢野 信一	円山西町町内会会長	
後山 直久	株式会社 テレビ北海道 事業部部長	平成27年9月30日～ 平成29年9月29日

○市民動物園会議の傍聴に関する要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、市民動物園会議規則（平成26年10月6日規則第66号）第6条に基づき、円滑な審議を図るために、動物園会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の傍聴）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 傍聴人は、前項に定める席以外の場所において傍聴してはならない。

（傍聴人員の制限）

第3条 議長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。この場合における傍聴人の決定は先着順による。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1） 凶器その他の危険物を持っている者
- （2） 示威のための旗、プラカード、拡声装置等を持っている者
- （3） 異様な服装をしている者
- （4） 酒気を帯びていると認められる者
- （5） その他議長において会議の秩序維持のため必要があると認めた者

（傍聴人の禁止行為）

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の行為をしてはならない。

- （1） 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること
- （2） 飲食又は喫煙
- （3） パソコン又は携帯電話の使用
- （4） 会議の妨害又は他の傍聴者の傍聴の妨げとなるような行為
- （5） その他会議の秩序を乱す行為

2 傍聴人は、写真、映像等を撮影し、又は録音をする際には、開会前に議長に申し出て許可を得るものとする。

（傍聴人の退場）

第6条 議長は、会議を公開しないこととした時、又は傍聴人がこの要領に違反するときは、退場を命ずることができる。

（その他）

第7条 議長はこの要領において、職員に指示をし、必要な措置を行わせることができる。

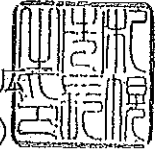


札幌動セ第 10604 号

平成 27 年 (2015 年) 8 月 21 日

札幌市長 秋元 克広 様
(環境局円山動物園)

札幌市長 秋元 克広
(保健福祉局保健所動物管理センター)



円山動物園におけるマレーグマ「ウッチー」の死亡事案に係る改善勧告書

平成 27 年 7 月 25 日に円山動物園が飼育していたマレーグマ「ウッチー」が死亡した事案について、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の第 24 条第 1 項に基づく検査を行うなどした結果、法第 21 条第 1 項の基準を遵守していなかった事実が確認できましたので、下記のとおり法第 23 条第 1 項の規定に基づき改善を勧告いたします。

なお、本事案が与える多大な社会的影響を踏まえ、勧告に従わない場合又は報告がない場合には、法第 23 条第 3 項の規定に基づく改善命令や業務の停止命令等の措置を講ずる場合があります。

記

1 改善勧告の根拠となる基準違反

円山動物園における動物の管理が、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年環境省告示第 20 号）第 5 条第 1 号二及びヲ並びに同条第 2 号二に違反して行われたこと（詳細は、別紙のとおり）。

2 改善勧告の内容

(1) 動物の繁殖推進体制のみならず、特に高齢動物や負傷動物に配慮した飼育体制及び獣医医療体制も含めた円山動物園内全ての飼育動物に係る管理体制を見直し、そのために必要な人員配置を確保するとともに、計画やマニュアルを整備するなど、法の基準に適合した適正な動物の飼育を実施できる体制を構築すること。

(2) 法第 22 条第 1 項に規定する動物取扱責任者が中心となって、円山動物園全職員が、前記 (1) の計画やマニュアルの内容と、動物の適正飼育や飼育環境の向上に必要な事項を十分に理解するため、必要な教育を改めて実施すること。

(3) 動物の健康及び安全の保持を目的とし、新規計画中の施設、稼働前の施設及び既存の施設の総点検を実施し、必要に応じて速やかに改善措置を講じること。

3 改善勧告を受けた改善計画及び改善結果の報告

法第 24 条第 1 項の規定に基づき、上記 2 (1) から (3) までの改善勧告の項目ごとの改善計画については平成 27 年 8 月 28 日 (金) までに、当該項目ごとの改善の結果については平成 27 年 9 月 30 日 (水) までに動物管理センターへ報告するよう求める。

【担当 保健福祉局保健所動物管理センター 向井、高田、藤本 TEL : 736-6134】

別紙

円山動物園職員のウッチーへの対応に係る関係法令の基準適合状況

事情聴取、立入検査、事故報告書から確認された円山動物園の対応	円山動物園の対応に係る動物管理センターの見解	適合しないと考える関係法令の基準*
<ul style="list-style-type: none"> 3頭同居訓練の実施にあたり、計画の策定や起案処理など書面でまとめたものは作成していなかった。 他に成功例を確認できていない3頭同居訓練を実施した。 同居訓練時にウメキチとウッチーの闘争を確認したが、その後も同じ組み合わせで同居訓練を継続し、7月24日（金）には、約20分に及ぶ闘争が発生した。 ウメキチとハッピーの同居訓練では、6月中は闘争を確認したが、7月には闘争もなく、4～7時間/日の同居を8回実施していたが、その後ウッチーを含めた3頭同居訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 同居訓練の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けるための措置が講じられていなかったと考えられる。 	<p>○第5条第1号ニ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。</p> <p>●第3 共通基準 1 (1) オ 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 6月20日（土）、6月26日（金）、7月6日（月）の同居訓練時に闘争が起こり、それによってウッチーが負傷を確認していたが、同居訓練を継続した。 7月24日（金）もウメキチとウッチーの同居訓練を実施し、約20分に及ぶ闘争が終わるまでの間、闘争を中止させるための放水などの対応を取っていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ウッチーは負傷していたが、同居訓練を継続しており、訓練等が過酷なものとならないようにするための措置が講じられていなかったと考えられる。 	<p>○第5条第1号ヲ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 7月17日（金）にウッチーの後肢に裂傷を確認し、抗生物質を投薬したが、この裂傷は7月6日（月）の同居訓練時の闘争によって負傷したものであった。 	<ul style="list-style-type: none"> 7月6日（月）の闘争時の負傷に対して、獣医師による適切な診療や措置が講じられていなかったと考えられる。 	<p>○第5条第2号ニ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 7月24日（金）の闘争後、エサに抗生物質と止血剤を混ぜてウッチーに与えたが、エサはほとんど食べられていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 実質投薬できていないことを確認した際に、他の獣医師に相談したり、他の方法による投薬を検討したりするべきであったと考えられる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 7月24日（金）もウメキチとウッチーの同居訓練を実施し、約20分に及ぶ闘争が終わるまでの間、闘争を中止させるための放水などの対応を取っていなかった。 7月24日（金）の闘争後に行った獣医師による措置は、エサに抗生物質と止血剤を混ぜてウッチーに与える、というものであった。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上に公開されていた7月24日（金）の闘争の動画を見る限り、獣医師や飼育員がしっかりと観察していれば、ウッチーがかなりの深手を負っていることは推察できたが、負傷したウッチーを保護するための措置や獣医師による適切な措置が講じられていなかったと考えられる。 	<p>●第3 共通基準 1 (1) イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 6月20日（土）、6月26日（金）、7月6日（月）の同居訓練で負傷した推定30歳以上のウッチーを隔離せずに、7月24日（金）も同居訓練を継続した。 7月24日（金）の闘争で負傷したウッチーを、寝室においてハッピーと同居させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢かつ負傷しているウッチーに対して、隔離したり、休息を与えたりしておらず、また十分な治療も行われていなかったと考えられる。 	<p>●第3 共通基準 1 (1) キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 同居訓練中のため、ケンカになることがある旨の掲示をしていたが、負傷しているウッチーを展示していることの説明は特していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> この掲示では、同居訓練で負傷したウッチーを引き続き展示していること、経緯などに関する情報が不足しており、観覧者に対して十分な説明が行われていなかったと考えられる。 	<p>●第4 個別基準 1 (1) ア 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。</p>

※ ○…法第21条第1項で規定する基準 ⇒ 施行規則第8条第1項第12号で規定する細目 ⇒ 第一種取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

(平成18年1月20日環境省告示第20号、最終改正平成26年5月30日環境省告示第70号)

●…展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年4月30日環境省告示第33号、最終改正：平成25年8月30日環境省告示第83号）

平成 27 年 8 月 28 日策定

1 改善の方針について

当園は、このたびの動物の死亡事案を引き起こしたことについて、極めて重く受け止めている。

改善計画の策定に当たっては、繁殖推進体制のみならず、飼育管理体制全般についても掲げることとし、組織的な見直しを継続的に進め、以て動物の安全が確保されることを目指す。

また、改善計画のうち、一定の時間を要する課題については、動物飼育や動物園運営に関して知見を有する専門家を外部アドバイザーとして適宜招へいし、慎重に検討を進めていく。

2 改善計画について

改善勧告書において、札幌市動物管理センターから指摘のあった内容に沿って、次の改善を図る。

(1) 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築

ア 獣医師機能の強化【平成 27 年 9 月、10 月実施予定】

動物の健康管理を担う獣医師業務は、動物園運営において最も優先すべきものであり、速やかに改善を行う必要がある。

このことから、2つの飼育担当係に分散配置している3名の獣医師を1つの係に一元集約する（9月）とともに増員を図り（10月）、動物診療体制を充実させるよう、獣医師機能の強化に向けた当面の緊急措置を講じる。

イ 組織強化のあり方に関する検討【平成 28 年春実施予定（外部アドバイザーを活用して検討）】

日々の動物診療に加え、動物舎の安全点検や動物の健康管理全般に係る業務を専門に担当するための組織強化のあり方について、検討を行う。

ウ 人材確保・育成のあり方に関する検討【実施時期を含め、外部アドバイザーを活用して検討】

飼育体制のさらなる充実に向け、飼育の専門的知識・技術を有する人材の確保や育成のあり方について、他都市の例も参考にしながら、検討を行う。

エ 開園時間又は休園日のあり方に関する検討【平成 28 年春実施予定（外部アドバ

イザーを活用して検討)】

動物の体調確認、各動物舎の安全点検及び職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保し、万全の態勢で動物園運営を行うため、開園時間及び休園日のあり方について、検討を行う。

(2) 計画及びマニュアルの整備

ア 実施計画の整備【平成 27 年 8 月実施済み】

動物の新規導入や同居、繁殖などの訓練開始又は飼育展示方法などの変更の際して、個別に実施計画を立案するよう、見直しを図った。

イ マニュアルの整備【平成 27 年 9 月実施予定】

既存の「飼育業務マニュアル」(最近改訂 平成 22 年 11 月)を見直し、今回の事案を踏まえて内容の改訂を行う。

改訂に当たっては、特に、高齢動物や負傷動物などの他、飼育環境づくりに配慮するための事項についても盛り込む。

(3) 職員教育の強化【平成 27 年 9 月実施予定】

飼育業務に携わる全ての職員が、改訂したマニュアルの内容を理解、情報共有し、また、関係法や通知等(動物愛護法、展示動物の飼養及び保管に関する基準等)を十分に認識するため、動物取扱責任者(飼育展示課長)が中心となって研修を実施するなど、職員教育の強化を図る。

さらに、外部専門講師も招へいた研修を実施するなど、飼育技術の向上に向けた取組を強化する。

(4) 施設の総点検及び改善措置の実施

ア アフリカゾーンの緊急点検の実施【平成 27 年 8 月 24 日から 25 日まで実施済み】

今後開業を予定しているアフリカゾーンへの大型動物移動に係る技術的助言を他の動物園から受けるため、2日間にわたる施設点検を実施した。

イ 一時閉園の実施【平成 27 年 9 月 14 日から 18 日まで実施予定】

開園時間内では実行することが難しい、各施設の総点検、衛生管理の確認及び各種研修を行うため、5日間にわたる一時閉園(通常 17 時閉園のところを 13 時閉園に繰り上げ)を行う。

(5) 情報共有促進のための見直し【平成 27 年 8 月実施済み】

定例の職員ミーティングの時間をこれまで以上に確保し、動物の状態等、飼育管理に関する情報を組織として遅滞なく共有するよう、見直しを図った。

1 改善の方針について関係

○ 外部アドバイザーについて

他の動物園の園長経験者などを予定しています。

2 改善計画について関係

(1) 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築

ア 獣医師機能の強化【平成 27 年 9 月、10 月実施予定】

獣医師の機能集約及び増員によって、次のとおり、飼育体制の強化につながる
と考えています。

○ 獣医師機能の集約について

これまで 2 つの飼育担当係に分散配置していた 3 名の獣医師を 9 月 1 日付で
1 つの係に一元集約し、飼育とは異なる立場から責任をもって獣医医療を行い、
より専属的な診療・治療が実施できるよう、体制の整備を行いました。

これにより、獣医師によるカンファレンス体制の手薄さといった課題の改善
を図り、加えて、次のような取組も実施することとしました。

- ・ 動物施設の巡回点検の強化（生活環境、衛生管理、動物居室の安全管理等）
- ・ 動物取扱責任者も含めた診療方針会議の拡充（組織マネジメントの強化）

○ 獣医師の増員について

- ・ 一人あたりの獣医師にかかる既存業務の負担軽減
- ・ 複数の視点あるいはチームとしての検討などによる多角的な治療方針、治
療行為の実施
- ・ 動物施設の安全点検回数機会の増

イ 組織強化のあり方に関する検討【平成 28 年春実施予定（外部アドバイザーを 活用して検討）】

○ 組織強化のあり方に関する検討について

既に実施している短期的な取組としては、ミーティングなどの充実を通し、
情報共有の強化を図った他、中期的な取組として、他の動物園において多く導
入されている、獣医療に関する専門の組織（例えば、「動物病院係」）の設置に

についても今後検討を行っていきます。

ウ 人材確保・育成のあり方に関する検討【実施時期を含め、外部アドバイザーを活用して検討】

○ 人材確保・育成のあり方に関する検討について

全国には、動物飼育の専門的知識・技術を有する人材確保のため、専門職制度を導入している動物園もあります。

こうした例も参考に、今後、外部アドバイザーからの助言を受けながら、組織強化のあり方を検討していきます。

エ 開園時間又は休園日のあり方に関する検討【平成 28 年春実施予定（外部アドバイザーを活用して検討）】

○ 開園時間・休園日について

円山動物園の営業時間は1日8時間ですが、他の主要な公営動物園は、平均7.5時間程度となっています。

また、休園日については、円山動物園は年間3日間のみですが、毎週設けたり、まとめて時季で設けている動物園も多くあります。

万全の態勢で動物園運営を行うためには、動物の体調確認や各動物舎の安全点検、職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保する必要があります。

このため、他園の状況を参考に外部アドバイザーからの助言を受けながら検討していきます。

この課題については、市民サービスの低下につながる懸念もあるため、慎重な検討が必要と考えています。

(2) 計画及びマニュアルの整備

ア 実施計画の整備【平成 27 年8月実施済み】

○ 「実施計画」の見直し概要について

動物の移動や同居訓練に関する実施計画を作成するにあたり、他園からの情

報収集等を行うほか、人員体制や役割、緊急時における対応方法等を明記し、さらに関係職員間で確実に共有する等の見直しを行いました。

イ マニュアルの整備【平成 27 年 9 月実施予定】

○ 「マニュアル」の見直し概要について

「マニュアル」は、動物全般の飼育展示に関する日常的な動物舎の点検や安全確認、施設管理、展示の工夫などを定めたものですが、動物愛護管理法の基準に関するチェックリストや高齢動物・負傷動物等に関する取扱いに関する事項を追加するなど、見直しを行います。

(3) 職員教育の強化【平成 27 年 9 月実施予定】

○ 外部専門講師について

動物愛護管理法については、動物管理センターの職員を、また、動物の訓練においては、先進的な訓練方法を取り入れている他の動物園の職員を予定しています。

(4) 施設の総点検及び改善措置の実施

ア アフリカゾーンの緊急点検の実施【平成 27 年 8 月 24 日から 25 日まで実施済み】

○ 緊急点検の概要について

点検は、動物管理センター職員、旭川市旭山動物園園長、円山動物園管理職、獣医師及び飼育員により、8 月 24 日、25 日の 2 日間に渡って、アフリカゾーンを中心に実施しました。

その際、対策の必要があると確認できた項目は、以下のとおりです。

・ アフリカゾーン：18 項目

キリン柵構造、キリン水飲み構造、人止め柵の下部隙間、2 階デッキの安全対策、カバの柵構造、間隔等

・ アジアゾーン：6 項目

ヒマラヤグマの電柵に頼らない逸走対策（返しの追加設置、外檻の壁面の

鉄板化)、マレーバクの外放飼場の日よけ、テナガザル外放飼場の逸走対策等

- ・ サル山：1 項目

逸走対策

これらの項目については、当然のことながら、速やかに修繕等の対策・検討を講じます。この対策のため、10 月のオープンを予定しているアフリカゾーンについては、延期の可能性もあります。

イ 一時閉園の実施【平成 27 年 9 月 14 日から 18 日まで実施予定】

- 一時閉園における取組の概要について

主に以下の取組を予定しています。

- ・ 各施設の総点検

動物愛護管理法に規定する施設基準等を用いた全施設の点検

- ・ 衛生管理の総点検

清掃、消毒や感染症対策等についての点検

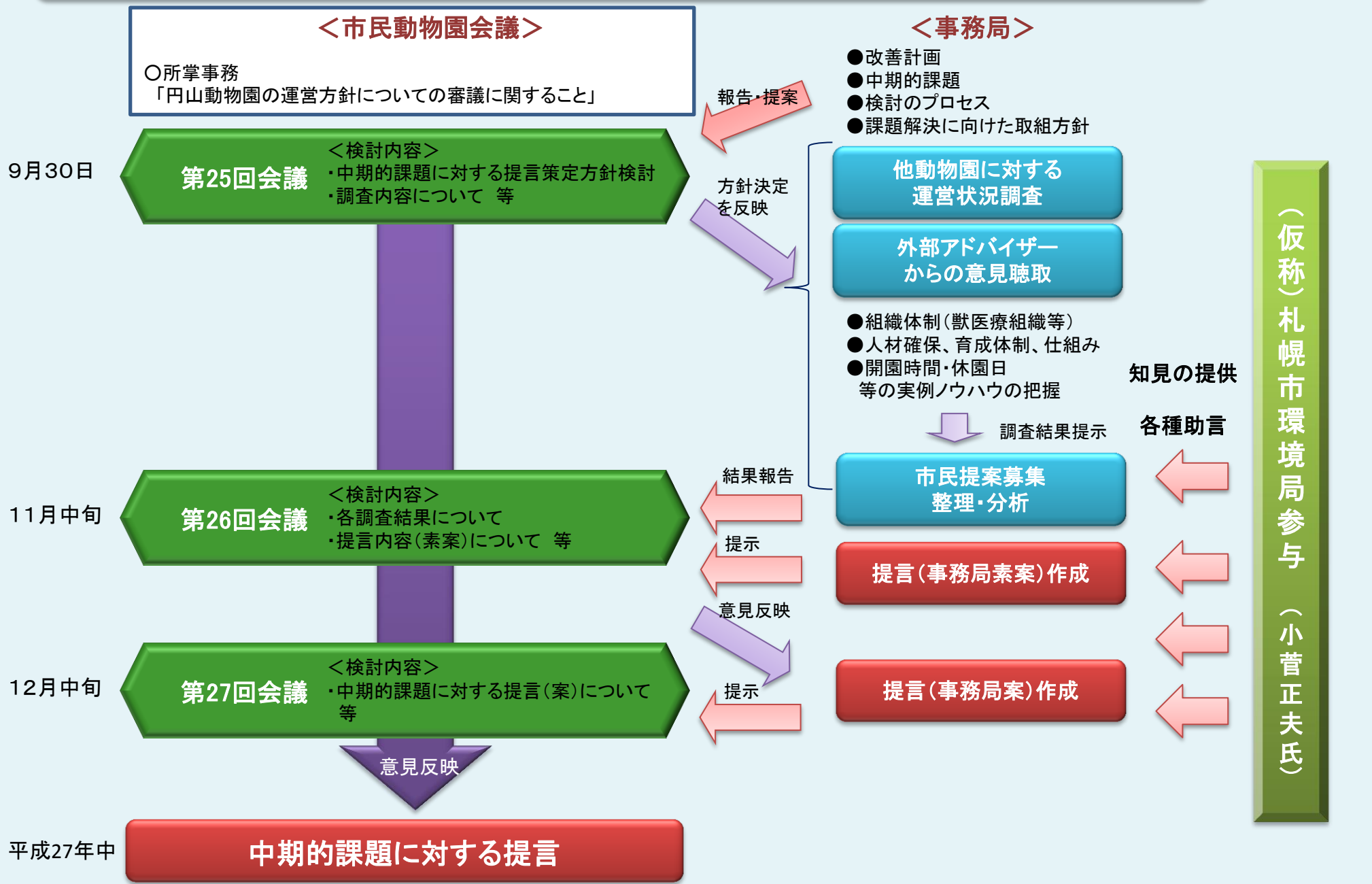
- ・ 研修

新マニュアルの運用に関する研修、動物愛護管理法に関する研修、接遇に関する研修等

(5) 情報共有促進のための見直し【平成 27 年 8 月実施済み】

- 定例職員ミーティングの見直しについて

午後のミーティングの時間延長し、これまでの各班からの報告に加え、特別な治療、繁殖、同居など、獣医班からの報告も実施するようにしました。



1 他園館調査の実施について

- (1) 対象
- (2) 実施期間
- (3) 主な調査事項

2 外部アドバイザーの選定について

- (1)
- (2)
- (3)

3 市民提案の募集について

- (1) 募集期間
- (2) 対象
- (3) 募集方法